

## 中国税務速報

2021年10月15日

### 1. 国家税務総局 工業部及び情報化部 「車両購入税の免税対象となる固定設備付き非輸送用車両リスト（第3弾）」の公告

専用車両の免税管理の正確性・利便性・適時性を更に向上させるため、中国国家税務総局、工業部及び情報化部は2021年9月22日、「車両購入税の免税対象となる固定設備付き非輸送用車両リスト（第3弾）」を発表しました。

第3弾では、275社1105車種が取り上げられています。リストに記載されている車種については、申請者は車両の電子情報をアップロードする際に免税マークを記入し、所轄税務署は記入された車両の電子情報に係る免税マークに基づいて免税処理を行います。また、納税者は免税マークを再表示しなければならない場合、（1）車両購入税の納付が完了していない場合、納税者は再表示した車両の電子情報及び関連資料を添えて、所轄税務署に免税を申請することができます。（2）すでに車両購入税を納付した場合、納税者は免税マークの再表示及び関係情報のアップロードをすることで、所轄税務署に納付済の車両購入税の還付を申請することができます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n371/c5169396/content.html>  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5169397/content.html>

### 2. 国家税務総局 研究開発費用の加算控除政策の更なる実施に関する公告

研究開発費用の加算控除優遇政策を推進させるため、中国国家税務局は2021年9月13日、研究開発費用の加算控除政策の更なる実施に関する公告を発表しました。公告には主に以下の3つの事項が含まれています。

（1）今年10月の予定申告の際、企業の選択により、昨年3四半期の研究開発費用に係る加算控除額を前倒しして適用することが可能となります。

（2）研究開発費用補助勘定様式が増設され、簡素化が図られます。

（3）「その他関連費用」限度額の計算方法の調整及び改善が図られます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5169007/content.html>  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5169008/content.html>

### 3. 国家税務総局 虚偽の増値税発票を発行し脱税や所得隠しが行われた代表的なケースについて

中国国家税務総局は2021年9月28日、増値税発票の虚偽発行による脱税や所得隠しが行われた代表的なケースを公開しました。

公開された企業の中には、5千枚以上の増値税発票を虚偽発行し7億元以上の脱税を行ったケースや、持分譲渡収入を隠蔽し約1200万元を脱税したケースがあります。持分譲渡収入を隠蔽する行為は脱税罪に該当すると判断され、関係者に懲役刑及び罰金刑が下されました。

税務部門は近年抜き取り検査に力を入れています。税務部門はこれから、エンターテインメント業界の脱税防止に力を入れるため、継続的に抜き取り検査の規模を更に広げ、関係部門と協力し、悪質な脱税行為を厳しく検査し取り締まっていく意向を明らかにしました。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810219/c102025/c5169398/content.html>

#### 4. 国家税務総局 「重大な違法行為による信用失墜企業の情報公開及び管理（改正草案意見募集稿）」に関する公開意見の募集

法律に基づく適切な納税を推進させるため、中国国家税务总局は 2021 年 9 月 30 日、「重大な違法行為による信用失墜企業の情報公開及び管理（改正草案意見募集稿）」を発表し、広く意見を募集しています。

意見募集稿では「重大な違法行為による信用失墜企業」という概念を特に明確にしています。この中には、以下のキーワードが含まれています。

- 脱税
- 追徴税額の未納
- 輸出税還付に係る詐欺行為
- 増値税発票等の虚偽発行
- 脱税行為への協力

意見募集は 2021 年 10 月 30 日まで実施される予定です。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810356/n810961/c5169481/content.html>

#### 5. 国家税務総局 10 月 1 日から京津冀地域（※北京・天津・河北地域）での行政処罰の基準統一

中国国家税务总局は 2021 年 9 月 30 日のプレスリリースで、中国国家税务总局北京市税務局・天津市税務局・河北省税務局が共同で、10 月 1 日から北京・天津・河北の各税務局が「京津冀税務行政罰裁量基準」を共同で採択し、納税者の合法的な権益をより効果的に保護していくと伝えています。「裁量基準」では税務登録、帳簿・伝票管理、税務申告、税金徴収、税務調査、発票・領収証管理、納税担保等 7 つのカテゴリーで 53 件の税務違反行為に対する罰則基準を統一しています。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810219/n810724/c5169446/content.html>